○高松市表彰条例施行規則

昭和36年５月１日規則第10号

改正

昭和45年９月14日規則第22号

昭和49年12月23日規則第46号

昭和54年３月26日規則第６号

昭和58年７月29日規則第30号

平成８年３月27日規則第４号

平成８年11月22日規則第35号

平成12年３月27日規則第２号

平成19年３月30日規則第20号

平成22年９月10日規則第49号

平成23年３月25日規則第11号

平成26年４月１日用字用語整備施行

平成27年10月５日規則第69号

平成30年３月30日規則第20号

高松市表彰条例施行規則

第１条　この規則は、高松市表彰条例（昭和36年高松市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　表彰は、毎年市長が定める日に行う。ただし、特別の事情があるときは、その都度表彰することができる。

第３条　表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　４年以上市長の職にあった者

（２）　12年以上市議会議員の職にあった者

（３）　12年以上副市長の職にあった者

（４）　12年以上病院事業管理者の職にあった者

（５）　12年以上教育長又は教育委員会委員の職にあった者

（６）　12年以上選挙管理委員会委員、監査委員、公平委員会委員又は固定資産評価審査委員会委員の職にあった者

（７）　15年以上農業委員会委員の職にあった者

（８）　地方自治、社会事業、保健衛生、産業、教育、文化その他公益の増進に寄与し、市政の振興発展に尽力した者であって、その事績がおおむね20年以上にわたるもの

（９）　前各号に掲げる者のほか、市政の振興発展に特にすぐれた功績があったもの

第３条の２　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、表彰の対象としない。

（１）　既に表彰を受けたもの

（２）　現に前条第１号又は第３号から第６号までに掲げる職にある者

（３）　罰金以上の刑に処せられた者（道路交通法（昭和35年法律第105号）又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者及び刑の言渡しの効力が失われたものとされた者を除く。）

（４）　破産者で復権を得ない者

（５）　市税を滞納している者

（６）　前各号に掲げるもののほか、表彰することが適当でないと市長が認めるもの

第４条　第３条第１号から第７号までに掲げる者の在職年数の計算については、次のとおりとする。

（１）　在職年数は、就任の日が属する月から起算する。

（２）　１月に満たない端数は、１月とする。

（３）　在職年数は、中断してもその前後を通算する。

（４）　同時に２以上の職を兼ねる年数があったときは、そのいずれか一の在職年数とする。

第５条　表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡したときは、その者に係る表彰状又は記念品は高松市職員退職手当支給条例（昭和32年高松市条例第８号）に規定する順位に従い、その遺族に授与する。

第６条　第３条各号のいずれかに該当すると認められるものがあるときは、当該所管の長は、表彰推せん書（様式第１号）に別に定める書類を添えて市長に推せんするものとする。

第７条　条例第４条に規定する高松市表彰審査委員会（以下「委員会」という。）の委員の任期は、２年とする。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまで引き続きその職務を行う。

第８条　委員会に委員長をおく。

２　委員長は、委員の互選によって定める。

３　委員長の任期は２年とする。

４　委員長は委員会を招集開閉し、会務を掌理する。

５　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

第９条　市長は、第６条の規定による推せんを受けたときは、その内容を審査の上、第３条各号のいずれかに該当すると認めるときは、関係書類を添えてその表彰の適否を委員会に諮問するものとする。

第10条　前条の諮問を受けたときは、委員会は、速やかに審査してその結果を市長に答申するものとする。

第11条　委員会は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

２　委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第12条　委員会の議事は、秘密とする。

第13条　委員会に書記若干名をおく。

２　書記は、市職員のうちから市長が任命する。

３　書記は、委員長の指揮をうけて庶務に従事する。

４　書記は、委員会に出席し意見を述べることができる。

第14条　表彰を受けたものの事績は、高松市広報に掲載して顕彰するとともに、表彰台帳（様式第２号）に氏名その他必要な事項を登載し、永久に保存する。

第15条　表彰を受けたものに対しては、次に掲げる待遇を行うことができる。

（１）　市が行う式典への招待

（２）　死亡した場合は、弔辞及び供花・供物料の贈呈

２　表彰を受けたものが、その責めに帰すべき行為により著しく名誉を失ったと認められるときは、その待遇を取り消すことができる。

第16条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則施行後、はじめて開かれる委員会の招集に限り、第４条第４項の規定にかかわらず、市長が、これを行なう。

３　この規則施行後、はじめて任命又は委嘱された委員の任期は、第３条第１項の規定にかかわらず、昭和37年３月31日までとする。

４　昭和45年９月14日に任命又は委嘱された委員の任期は、第３条第１項の規定にかかわらず、昭

和46年３月31日までとする。

附　則（昭和45年９月14日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和49年12月23日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和54年３月26日規則第６号）

この規則は、昭和54年４月１日から施行する。

附　則（昭和58年７月29日規則第30号）

この規則は、昭和58年８月１日から施行する。

附　則（平成８年３月27日規則第４号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成８年10月１日から施行する。

附　則（平成８年11月22日規則第35号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の第３条第４号に規定する年数に達している農業委員会委員については、なお従前の例による。

附　則（平成12年３月27日規則第２号）

この規則は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日規則第20号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成19年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前に助役又は収入役であった者については、第１条の規定による改正前の高松市表彰条例施行規則第３条第３号の規定は、なおその効力を有する。

附　則（平成22年９月10日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年３月25日規則第11号）

1　この規則は、平成23年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の日前に水道事業管理者の職にあった者は、第２条の規定による改正後の高松市表彰条例施行規則（以下「新規則」という。）第３条第４号の上下水道事業管理者の職にあっ

た者とみなして新規則第４条の在職年数を計算する。

附　則（平成27年10月５日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年３月30日規則第20号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成30年４月１日から施行する。

（高松市表彰条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に上下水道事業管理者の職にあった者については、第２条の規定による改正前の高松市表彰条例施行規則第３条第４号の規定は、なおその効力を有する。

様式第１号（第６条関係）

様式第２号（第14条関係）